

令和6年第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和6年9月24日（火）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 子ども政策・少子化対策の在り方について （一）「森のようちえん」・自然保育など北海道らしい子育て環境の充実について</p> <p>まず子ども政策などについてですが、森のようちえん、自然保育など、北海道らしい子育て環境について伺います。約10年にわたり、森のようちえん、自然保育など、北海道らしい子育て環境について提言を重ねてきました。私と森のようちえんや自然保育の概念との出会いは、スウェーデンやフィンランドの学齢前からの起業家精神教育をテーマに視察したことがきっかけでした。</p> <p>当時の私には予想外でしたが、実践されていたのは、森の中で、子どもたち自らが遊びこむ環境を大切にすることでした。AIやロボットにはできない、私たち人間でなければできない創造性やコミュニケーションの力をつけるためには、自然の中での遊びが有用であることは脳科学的にもエビデンスが明らかになっています。</p> <p>一方、イメージとして、自然に溢れている北海道でありながら、北海道の子どもたちは、ネットやテレビに費やす時間が最も多いことが課題として再三指摘され続けています。こどもまんなか社会の大きな土台として、森のようちえんや自然保育など外遊び環境の保障を北海道らしい子育て環境の重点とするよう、今こそ全庁的に検討し、大人の側の責務として明確にすべきと思いますが、知事の所見を伺います。</p> <p>【再質問】 - 「森のようちえん」・自然保育など北海道らしい子育て環境の充実について</p> <p>まず、こども政策について再質問します。子どもは少なくとも10歳ごろまでどんな家庭環境にあっても外で自然の中で群れて思い切り自由に遊び、幸せな子ども時代を生きられる地域社会を作りたい、それが私の思いです。</p> <p>子ども食堂や学習支援など、こどもの居場所づくりの取り組みは見られるが、子どもの体験の格差の課題や遊び環境の保障に注目する自治体はまだ少ないです。知事は子どもの外遊び環境の重要性や緊急性についてどのように認識しているか、見解を伺います。</p> <p>また、現在の道の子どもの居場所支援においても、こども食堂や学習の場の支援はありますが、子どもたちの遊びを大切にしている視点が不足しています。（仮称）こどもの基本条例の議論が進められていますが、こどもの権利を保障する意味でも、外遊び環境の整備や、外遊びを担う人材を育成していく必要があると考えますが、併せて知事の所見を伺います。</p> <p>子どもたちの外遊び環境を保障する主体として、私は、森のようちえんや自然保育の制度化について、まず道内の実践例や先進県の事例も紹介し、各部を超えた検討についても再三提言を重ねてきたところです。私としては、全庁的に子ども政策について議論する大きな機会にご検討いただけるのではと期待していましたが、残念ながら、現時点でそのスタートにもついていたいただけない状況にあるよ</p>	<p>（知 事）</p> <p>自然環境を生かした幼児保育についてであります。子どもが自然と直接触れ合うことは、豊かな感性や好奇心、探究心を育むうえで大切な機会の一つであると認識しています。</p> <p>道内の保育所等では、それぞれの地域や施設の実情に応じ、施設周辺の自然環境を活かした野外活動を積極的に行うなど、特色ある保育を実践いただいております。</p> <p>道では、保育所等に対し、道が実施する植樹・育樹事業への参加を呼びかけるなど、子どもたちが自然の中で樹木を育てる経験を得られるよう支援しているところであり、今後とも、自然を活かした保育の事例共有や、保育の充実資する情報提供を行うなどして、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努めてまいります。</p> <p>（知 事）</p> <p>子どもが、北海道の豊かな自然と触れ合う中で様々な体験をしていくことは、健やかな成長にとって大切なことと認識しており、「北海道幼児教育振興基本方針」にも、自然体験活動の推進を位置づけております。</p> <p>私もこれまで、占冠村や訓子府町、厚沢部町など、道内の保育所や認定こども園を訪問し、外遊びをはじめとした、子どもが自然と触れ合う保育活動について、創意工夫を凝らし、様々な形で取り組んでいる様子を見せていただくとともに、保育士などの現場の皆様と意見交換をさせていただいたところでございます。</p> <p>道としては、さらに、子どもたちが植樹や育樹を経験できる事業を活用いただくことなどにより、体験活動や遊びの機会の確保を支援するほか、保育関係団体などとも連携し、先行する自然を活かした保育の取組みを情報提供するなどして、北海道に暮らす子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>うに思います。</p> <p>日本で初めて自然保育の制度化をした長野県においても、当時は前例がないので、厚労省との協議や業界団体内の様々な困難があったと聞きます。その中で庁外から専任の担当者を配置し、対話を続けて制度化につなげたのは長野県知事の具体的で粘り強いリーダーシップによるものでした。道内には、すでに全国的にも注目されるような実践例があります。知事は、そうした現場に、北海道の子ども政策について考える視点で足を運ばれたことがあるのか伺います。</p> <p>私としては、知事ご自身に、まず、道内の実践について学び、関係者と話す機会を作るなど、ご理解をいただいた上で、先進県とも情報交流の機会を作り、森のようちえんや自然保育の制度化、そしてプレイパークの推進、あるいは、木育の更なる発展など、北海道における子どもたちの外遊び環境の保障について、分野を超えた対話の場を知事のリーダーシップで設置をすることを求めますが、知事の見解を伺います。</p> <p>【指 摘】－「森のようちえん」・自然保育など北海道らしい子育て環境の充実について</p> <p>知事のほうから占冠村や訓子府町、厚沢部町など、実際に足を運んでいただいているというお話がありました。私としては、実際に「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」に加盟しているような森のようちえんや自然保育、プレイパークなどの現場もぜひ知事には見学していただきたいと思います。大人に与えられた遊びではなく、自らの感性にもとづいて遊びこむ子どもたちの姿から北海道の未来を体感していただければと思います。</p> <p>しかも、子どもたちの外遊び環境を作り続けている大人たちはアウトドアガイドとしても優秀な方であって、災害指揮の現場でもボランティアコーディネーターとして大きな役割を果たしている方でもあったりいたします。</p> <p>ぜひそうした現場や実践者から、北海道の子ども政策、あるいは北海道の未来に対する提言を受ける場を設けるよう知事に指摘をさせていただきます。</p> <p>この間、森のようちえんや自然保育に関する知事及び道の答弁においては、保育関係団体への皆さんへの配慮も感じるところですが、先行して自然保育制度を制度化した長野県においては、例えば、県が認証制度を作ってくれたおかげでこれまでやらされ感のあった保育園や幼稚園のお散歩が何のためにあるのかわかってそれが楽しくなった、モチベーションがあがったという報告もあります。そして、保育のあり方について、本当はこういう保育がしたい、幼児教育をしたいということを言いたかったが、園長や理事長に提案しづらかったのが、県が信州やまほいくという制度を作ってくれたことで提案しやすくなったという保育現場の声が寄せられています。</p> <p>また、首都圏で子育て世帯の移住促進のため、自然保育制度などの説明会を行ったところ、こういう保育の現場で働きたいというそういう方からの移住があった事例が報告されています。決して新しい何かを保育現場に押し付けるものではなく、ある意味で違った形で保育現場のモチベーションをあげたり、保育現場を支援することにもつなが</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ると思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>長野県の認証制度は、現在はもちろん、補助、助成がありますが、最初は認証制度のみだったそうです。道が例えば直接お金を出さなくても、できる広域自治体としての役割がある、私はそう信じています。北海道幼児教育振興基本方針にも自然体験活動の推進を位置づけていることは承知しておりますが、こども基本条例にも外遊び環境の保障、少なくとも自然体験活動の推進を子どもの権利もしくは居場所としてしっかり位置づけるよう検討を指摘します。そのうえで子ども政策局にとどまらない官民連携、NPO、企業との協働推進の柱としても、子ども外遊び環境の保障を位置づけるよう指摘をしておきます。</p> <p>(二)「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の在り方について ひとり1本植樹・育樹運動などについて伺います。 言うまでもなく、北海道は木育発祥の地です。昨年、道として1人一本育樹、植樹運動を新たに提唱されたこと、育樹、植樹についても企業との連携などの取り組みが進み、ニーズも多いことは承知をしています。しかし、イベント的な取り組みに終われば、森を育て、森の中で森も人も、共に育つという北海道の「緑の木育」の概念をミスリードするのではないかという危惧があります。 道立の自然公園、都市公園、既存のこども園等の園庭整備や学校林などの多様なフィールドで、こどもの外遊び環境を保障する管理運営のあり方や、そこに人を育てたり、人を派遣したりする取り組みも含め、1人一本植樹、育樹運動について、こどもまんなかの視点で、全庁的に再検討し、木育のさらなる進化と、北海道らしい子育て環境の重点として、より明確にすべきと考えますが所見をうかがいます。</p> <p>(三) 子どもの意見表明の在り方と子どもに優しいまちづくり事業について 1 子どもの意見表明の在り方について 私は、行政基本条例、地域振興条例などに位置づけるべきと提言を重ねてきましたが、その必要性について、知事の認識を改めて伺うとともに、現在の検討状況を伺います。</p>	<p>(森と海の未来づくり推進監) 「道民ひとり1本植樹・育樹運動」についてであります。道の豊かな森林を未来に引き継いでいくためには、子どもから大人までの幅広い年代の方々の森林づくりに対する理解を深めながら植樹・育樹活動などを積極的に進めていく必要がありますことから、道では、令和6年度からの5年間で500万本の植樹・育樹を目指す「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を開始したところでございます。 本運動の目標達成に向け、道では、引き続き、植樹祭の開催など多くの道民の方に参加していただける機会を提供しますほか、子どもたちの運動への参加が木育の推進につながるよう、今年度から、新たに学校林やこども園の園庭などをフィールドとした森林環境教育や植樹・育樹活動に取り組む教育・保育機関に対し、苗木の提供や木育マイスターなどの講師派遣といった支援を行いますとともに、こうした取組が全道に広がるよう、積極的に情報発信を行い、教育機関等による植樹・育樹活動の定着を通じて、本道の木育を一層推進してまいります。</p> <p>(知 事) 子どもの意見表明についてであります。こども基本法では、全ての子どもの意見表明や社会的活動への参画機会の確保などが基本理念として掲げられるとともに、地方公共団体に対し、こども施策を策定・実施するに当たり、子どもの意見を反映させる措置を講ずるよう求められていることから、法の趣旨を踏まえた取組を進めていく必要があるものと考えています。 このため、道では、新たに子どもに関する条例を制定することとし、今般、取りまとめた骨子案に、子どもの意見反映などを盛り込んだところであります。 道としては、子どもたちが安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、その声をしっかりと聴き、施策への反映を検討し、結果を分かりやすくフィードバックすることで、子どもたちが、社会に参画していると実感できる環境を整備できるよう、条例制定に向けた検討を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 子どもに優しいまちづくり事業について</p> <p>次に、子どもにやさしいまちづくり事業についてですが、こどもの意見を聞くだけではなく聞いたあと、それをどのように地域の未来に反映していくかが重要です。</p> <p>私としては、これまでも提言を重ねてきたように、ユニセフジャパンと覚書を交わすなどして、「日本型こどもにやさしいまちづくり事業」の検証の枠組みを活用し、本気でこどもの目線を道政運営に取り入れる姿勢を明らかにすべきではないかと考えますが所見をうかがいます。</p> <p>(四) 未来世代のための Well-being 法について</p> <p>次に、未来世代のための Well-being 法について伺います。「未来世代のための Well-being 法」は、2015 年から英国連邦の 1 つ、ウェールズで施行され、世界 12 カ国で広がりを見せつつある新しい動きです。</p> <p>新しい法制度や、大きなプロジェクトが提案される際に、「今だけじゃなく、未来の世代の幸福にもつながる決定になっているのか?」「長期的な影響が考慮されているのか?」「いろんな可能性や場合を想定して、予防的配慮が検討されているのか?」「多様な人と協働できる仕組みになっているのか?」などの項目をチェックして、毎年レポートを公表することを義務付けるものです。</p> <p>この法律に基づき設置される「未来世代コミッショナー」という機関が、未来世代の利益や関心事を、現在世代の政策形成や政策決定の際に、ある種、予防的に働きかける制度です。</p> <p>1 「未来世代コミッショナー」などの検討について</p> <p>今回のこども基本法の議論を契機として、「未来世代のための Well-being 法」の持つ理念を道の条例などに位置づけた上で、地域づくりの基本的な考え方や方向性の策定や検証にあたっては、未来世代の意見を反映するための「未来世代コミッショナー」などの設置などを検討すべきと考えますが、「未来世代のための Well-being 法」の意義や理念の必要性についての認識とあわせ、現時点での見解を伺います。</p>	<p>(子ども応援社会推進監)</p> <p>子ども政策・少子化対策の在り方に関し、まず、子どもの意見反映についてでございますが、道では、子ども施策の検討に当たり、当事者である子どもたちの意見を聴き、適切に反映させることが重要との考えから、これまで、審議会への中高生の参画や、ユースプランナー制度による大学生との意見交換の実施など、各般の取り組みを進めてきたところです。</p> <p>こうした中、昨年 4 月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明の機会の確保などが掲げられましたことから、道では、法の趣旨を踏まえ、昨年度から子ども向けパブリックコメントを開始し、今年度は全ての計画等を対象に本格実施しておりますほか、道内の小・中・高校を訪問し、子どもたちと意見交換するなどの取組を進めております。</p> <p>道といたしましては、こうした取組を着実に進めますとともに、子どもの意見反映を盛り込んだ新たな条例の制定により、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に向けて、取り組んでまいります。</p> <p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>次の世代を考慮した地域づくりについてでございますが、「未来世代のための Well-being 法」は、ウェールズにおいて、現在及び未来の世代の幸福を考慮し、将来にわたり人々が住み続けたいと思う地域づくりに資することを目指して定められたものであり、持続可能な地域づくりを進める上での一つの考え方であるものと認識をしております。</p> <p>また、道におきましては、現在、北海道地域振興条例の施行状況等について点検を進めており、地域振興分野に幅広い知見を持つ有識者からなる地域振興条例の検討懇話会におきましては、「将来にわたって持続可能なまちを子どもたちに繋いでいくことが重要」といったご意見もいただいているところであります。</p> <p>道といたしましては、こうした観点を含め、誰もが安心して心豊かに住み続けることができる地域社会の実現に資するよう、引き続き、さらなる地域振興施策の充実に向けて、検討を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 SDGs 未来都市としての取組について</p> <p>また、この未来世代のための Well-being 法という概念を待つまでもなく、北海道は、SDGs 未来都市です。これまで、SDGs 未来都市の新たなフェーズとして、「地域循環共生圏」、イコール、ローカルSDGs の構築を、地域づくりの方向性として、より明確に位置づけ、地域経済循環分析などの新たなものさしの導入を図るべきと提案をしてきたところですが、新たな総合計画や地域づくりの基本方向には、残念ながらそれらは明確に示されていません。</p> <p>こども基本法に伴う全庁的な検討を契機に、未来世代の well-being を守っていくために、より進化した取組が必要だと私は考えますが、SDGs 未来都市である北海道として、具体的にどのような取組を行っていく考えなのか伺います。</p> <p>【指 摘】-未来世代のための Well-being 法について</p> <p>私は、子どもの声の各部にまたがる施策の反映、子どもの社会参画の保障についても、理念の表明に留まることなく、全庁的に継続して推進していく仕組みが必要だと考えます。</p> <p>ユニセフの子どもに優しいまちづくり事業や、未来世代のための Well-being 法などをご紹介しましたが、いずれにせよ、知事がお決めになっていいんです。子どもの声、次世代の声をただ聞きおくだけでなく、それが道政に反映されているか、しっかりチェックする何らかの仕組みが必要であることを、ここでは指摘をさせていただきたいと思えます。</p> <p>(五) 市民ファシリテーター養成などについて</p> <p>次に市民ファシリテーターの養成と活用について伺います。</p> <p>こどもの意見を聞くためには、私たち大人側に研修や準備が必要です。これまでの会議のあり方や道政運営の手法こそ、この機会にイノベーションしていく姿勢が私たち大人側に求められています。市民ファシリテーターとは、これまでの行政主導のまちづくりから、市民主体のまちづくりへと変えていくために、プロの進行役やまちづくりの専門家ではなく、地域に暮らす人たちがまちの話し合いや対話の場所にファシリテーションの視点、つまり自治や協働の視点を持って参加したり、対話や話し合いの場を自らつくっていく人のことです。</p> <p>道内では、現在、NPO 団体により、市民ファシリテーターの養成が行われています。通常の会議では、こども参画は、なかなか難しいですが、市民ファシリテーターを養成しているいくつかの自治体では、こどもや高校生が総合計画づくりに、防災計画づくりに、参画をして、ファシリテーターとしても活躍をしていました。その姿を見たとき、私は、北海道の未来の姿を見た気がしました。</p>	<p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>持続可能な社会の実現に向けた取組についてでありませんが、先般、道が策定した北海道総合計画では、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指しており、SDGs の理念と合致するものであります。</p> <p>また、計画の策定に当たりましては、高校生など本道の将来を担う若い世代からもご意見を伺いながら、おおむね 10 年後の「めざす姿」やその実現に向けた「政策展開の基本方向」を取りまとめたところであり、これらのご意見は、それぞれの立場で今後の北海道づくりに取り組んでいただく契機となるよう、計画本編に掲載しましたほか、学校を通じて児童・生徒の皆さんにフィードバックをいたしました。</p> <p>国の SDGs 未来都市に認定されている道といたしましては、総合計画の推進を通じて SDGs の達成に資するよう持続可能な社会の実現に向け、若い世代をはじめ、誰もがそれぞれの可能性を發揮して活躍できる環境づくりを進めるなど各般の施策を進めてまいります。</p> <p>(イノベーション推進監)</p> <p>道民参画の促進についてでございますが、道政を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する課題の解決にむけては、幅広い道民の皆様への参画をいただきながら政策を推進していくことが重要でございます。</p> <p>これまで、道では、政策の検討を進める過程におきまして、専門家で構成する審議会等の開催や、こどもにもわかりやすいパブリックコメントの実施などにより、幅広い道民の皆様からご意見をいただくとともに、若者が道の政策に関与するユースプランナー制度の導入や地域防災力の向上に寄与する地域防災マスターの活動促進など、多様な方々の参画をいただきながら政策を推進してまいりました。</p> <p>今後とも、行政基本条例の理念を踏まえ、こうした取組を進めながら、市町村やNPO等のネットワークを活かして、道民の皆様との協働を図り、実効性のある政策の推進に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>私は、こども参画の議論を契機として行政基本条例の理念を具体的に推し進めるべく行政改革の貴重な一手として、市民ファシリテーターの養成にとりくむNPOや市町村自治体を、道として支援すべきと考えますが見解をうかがいます。</p> <p>【再質問】-市民ファシリテーター養成などについて こどもの意見表明について、再質問します。 各部との意見交換のなかで、私が危惧することは、知事が力を入れてらっしゃるこども政策による成果が、従前の行政手続きや道民からの意見を聴く手法の延長線上であれば、パブリックコメントの際に、フリガナをふるなどに終わるのではないかと危惧するものです。 こども参画とは、これまでの常識の枠にこどもたちの声を当てはめることなく、こども参画を契機に、これまでの道政運営のあり方について立ち止まって考え直し、改革していくものであると私は認識しています。 こどもが安全に安心して意見を述べる場所を作ること、こどもだけではなく、多様な道民の皆さんの参画の機会の確保につながります。 私としては、こども参画の実践経験のある市民ファシリテーターの育成に取り組むNPOなどと協働し、地方分権を推進するためにも、道内市町村におけるこども参画を支援すべきと考えます。 こども参画を契機として、行政基本条例に基づき知事は幅広い道民の声を聴くしくみのあり方そのものを改革していくべきと考えますが、再度知事の所見をうかがいます。</p> <p>【再々質問】-市民ファシリテーター養成などについて こども参画をきっかけとした行政改革の必要性について、これは全く認識不足ではないでしょうか。こども参画をアリのパイではなく体系的に真摯に取り組もうとするのは、道庁にとっても初めての挑戦になるのでしょうか。 ところが、行政基本条例を所管する部では、もう理念にあるのだから、こどもの参画は今までも妨げておりません。この態度で、こういう道庁の態度で本当の意味で行政改革、イノベーションができるでしょうか。 市民ファシリテーターの養成など、こども参画を、私はたまたま市民ファシリテーターの養成などを提案しましたが、そうじゃないなら何をするのか。こども参画を契機とした行政改革の必要性について、再度知事の認識を伺うとともに、私としては具体的な取組の指示も必要だと考えますので、知事の所見を伺います。 全てにおいてですね、美しい言葉や丁寧な説明よりも明確な基準や新しい仕組みや枠組みをしっかりと作っていただくこと、そして、行政基本条例が行政手続条例になっています。本当の意味で行政基本条例の理念をしっかりと学び直すことを大きく指摘をいたしまして私の質問を終わります。</p>	<p>（知 事） 道民参画の機会の拡大についてであります。道では、これまでも行政基本条例の理念に基づき、ユースプランナー制度の導入など、若者をはじめとする多様な方々のご意見を踏まえた政策の推進に努めてきたところであり、今後とも、こどもまんなか社会の実現に向けた取組をはじめ、道政を取り巻く環境の変化を的確に捉え、幅広い道民の皆様との参画をいただきながら多様化・複雑化する課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>（知 事） こども政策と少子化対策に関し、道民参画の機会の拡大についてであります。道では、これまでも行政基本条例の理念に基づき道政を運営してきたところであり、今後とも、こどもまんなか社会の実現に向けた取組をはじめ、道政を取り巻く環境の変化を踏まえ、若者など、多様な方々の声を様々な手法により丁寧にお伺いをし、政策への反映に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【特別発言】-市民ファシリテーター養成などについて</p> <p>道民の皆さんに対して改めて北海道行政基本条例の本当の認識についてしっかり共有をしていきたいというふうに思います。全部は読み上げませんが、一部だけ読ませさせていただきます。</p> <p>「道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。」</p> <p>この行政基本条例は、道庁の不正経理の問題で、非常に道庁が荒れた時に、この組織の情報公開をしっかりしていくこと、透明性を確保していくこと、そして、道民の皆さんとの協働というのは、道庁組織を変えていくために、その声をしっかり受け止めていかなければいけないということで、協働も推進もこの行政基本条例に持ちこんだ、そういう条例だと私は認識しています。</p> <p>ところが、現在、いろんな方と議論をしていると、いろんな行政手続の話、パブリックコメントがこうだから、こうしています、とか、今までもこどもの意見の参画を妨げていませんから、別に行政基本条例に改めて定めなくても今までどおりやっていけば大丈夫です、みたいな、そんな話をするっていうことは、これは、行政基本条例ではなく、行政手続条例に成り下がってしまっています。これは、もちろん知事だけではなく、副知事以下、道庁組織がしっかり道民の皆さんに向き合うことが必要だというふうに思います。</p> <p>こどもの参画においても、中央政府の基本構想だけに寄ることなく、誰のために、何のために取り組むのか、自分たちがつくる計画とか条例によって外の世界にどんな変化が及ぼされるのか、それをしっかり考えて取組をしていただきたい。</p> <p>私は、今のままのこども参画の計画では、ただパブリックコメントにふりがなをつけるということの変化しか起きないのではないかと、こどもたちのために、北海道の未来のために危惧をしています。</p> <p>以上、特別発言として終了させていただきます。</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) イクボス宣言について</p> <p>1 イクボス宣言について</p> <p>2022年、北海道知事と8つの経済団体トップが「北海道イクボス共同宣言」をファザーリング全国フォーラム in 北海道において締結されました。その場に私も参加させていただきましたが、残念ながら、経済団体からの参加はありませんでした。</p> <p>まず、イクボス宣言をした知事が、これまで具体的にどのような取り組みをされたのか伺います。</p> <p>こどもまんなか社会とは、こどもの目線で、今までの企業経営、ビジネスの在り方を見直すことでもあります。</p> <p>イクボス宣言をした北海道及び8経済団体自らも、こども基本法を受けて、具体的に、新たな子育て支援に取り組む必要があると考えますが、今後どのように取り組むのか伺います。</p> <p>2 プレイパークの推進について</p> <p>プレイパークの推進について伺います。</p> <p>私としては、北海道の子育ち支援の新たな取り組みとして、冒険遊び場、いわゆるプレイパークの推進、プレイリーダー養成の研修に取り組むことなどを、育ボス宣言をした経済8団体と道が協働で取り組むよう提案をします。</p> <p>プレイパークとは、英国発祥で、子どもたちの自由な発想で、子どもたち自身が作り出す屋外の遊び場のことで、日本全国で展開されています。プレイリーダー、プレイワーカーとは、危ないから禁止するのではなく、こどもを見守りながら、そこにある素材を使って、子どもたちが伸び伸びと遊べるよう環境を整える大人たちのことです。</p> <p>発祥地の英国では、プレイワーカーは国家資格としても確立していますが、北海道においては、一部、札幌市において支援の制度があるものの、多くの自治体では、ボランティアベースで、既存の公園や空き地を活用して、活動が推進されています。</p> <p>親になってはじめて、赤ちゃんを抱く、子どもと関わる、そうした若い人の多さが、育児不安やネグレクトなどを生むきっかけになることも指摘されています。イクボス宣言をされた道と経済8団体が、プレイパークの推進などを支援し、プレイリーダーの研修などを取り入れることは、北海道の子ども政策としても、持続可能な中小企業の支援策としても、私としては、非常に有意義であるし、インパクトがあるものと考えます。</p> <p>道内のプレイパークの状況を道としてどのように把握しているのか、また、プレイパーク推進の必要性について、どのように認識しているのか、現時点での見解を伺います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>イクボス共同宣言を踏まえた道の取組などについてでございますが、道といたしましては、さまざまな事情を持った方々が、柔軟な働き方を選択でき、経験や能力を發揮できるようにするためには、男女がともに働きやすい職場づくりを推進することが重要と認識しております。</p> <p>このため、道では、育児休業の取得や短時間勤務といった多様な働き方を評価する企業認定制度の実施、働き方改革を推進するセミナーの開催、企業への専門家派遣や国の助成制度の活用促進などに取り組んできたところでございます。</p> <p>また、経済団体では、これまでの就業環境整備の取組に加え、道からの要請を踏まえ、この夏、会員企業等に対し、家族で過ごす時間を確保する休暇の取得や夏季休暇の分散化、こどもや子育て中の方々を応援する「こどもまんなか応援サポーター」制度の周知に取り組んでいるところでございまして、道といたしましては、引き続き、行政と経済団体が連携し、仕事と子育て等の家庭生活の両立が可能となる就業環境の整備を促進してまいります。</p> <p>(子ども応援社会推進監)</p> <p>プレイパークについてでございますが、「冒険遊び場」とも呼ばれているプレイパークは、地域の公園などを活用し、子どもの遊びの支援や安全管理を行うプレイリーダーのもと、子どもたちが自らの判断で自由に遊ぶことができる遊び場として、主に民間団体が実施している取組であると承知しております。</p> <p>昨年、民間団体が実施した道内市町村へのアンケート調査では、回答があった86市町村のうち、プレイパークが実施されている自治体は5市町となっているところでございます。</p> <p>プレイパークは、子どもの興味や関心を引き出し、生き生きと遊ぶことができる遊び場であって、児童館や子ども食堂と同様に、多様な居場所の一つであり、道といたしましても、市町村や民間団体と連携しながら、子どもにとってのより良い居場所の確保に向けて取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指 摘】-イクボス宣言について</p> <p>イクボス宣言をした知事として企業との連携の在り方についても、指摘をさせていただきます。</p> <p>単に育児休業取得の啓発だけではなく、こどもの外遊び環境保障、木育、プレイパークの推進などの観点で再検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>現在の「こどもまんなか応援サポーター」における企業との連携の取組は少し薄すぎます。併せて、福祉施策に関するNPOなどとの共同連携に関しても、改めて行政基本条例に基づく協働の推進の観点に立ち直り再検討が必要です。知事就任後に力を入れていると承知をしています現在の官民連携には、私からは理念や方向性が見えなく、浅く見えます。</p> <p>今回は指摘としますが、こども政策、福祉政策で地域の現実を変えうる官民連携について抜本的な検討を指摘しておきます。</p> <p>二 福祉施策と相談体制の在り方について</p> <p>(一) 相談体制における道の役割について</p> <p>1 相談体制における地域づくり委員会の役割について</p> <p>1年前にも、障がい者条例に基づく地域づくり委員会の機能強化などについて質問しましたが、近年、当事者だけではなく、ケアラー、ヤングケアラーなど、介護に携わる家族への支援も含めて重層的な相談体制の充実が、地域の現場や市町村自治体に求められる構造となっておりますが、地域の資源には、振興局も含めて、格差、限界があるのが実態ではないでしょうか。</p> <p>障がい者条例を制定した当時は、差別解消法もなく、障がい者団体とも連携・協働して、議員提案で道条例を制定してきたところですが、第1期ほっかいどう障がい福祉プランにおける相談支援の体系においては、地域づくり委員会の役割が見えづらくなっています。</p> <p>地域づくり委員会の意義や、これまでの成果についてうかがうとともに、今後の展開を道としてどのように考えるのかうかがいます。</p>	<p>(保健福祉部長兼感染症対策監)</p> <p>本委員会は、北海道障がい者条例に基づき、中立公平な立場に立って、障がいのある方や関係者との話し合いにより、虐待や差別、地域における暮らしづらさなどの解決を図ることを目的に、全道14の振興局に設置をしております。</p> <p>各地域の委員会では、これまでに、差別に関することや合理的配慮の提供に関する相談など、障がいの特性に応じた多様な申立を受理し、その解決を図ってきたほか、市町村において解決が困難な課題の協議も行ってきたところでございます。</p> <p>道としては、暮らしづらさを感じている障がいのある方がたに、委員会を積極的にご利用いただけるよう、毎年、12月に取り組んでいる障害者週間などとタイアップした普及啓発やSNSなど様々な媒体を活用して、委員会活動の周知を図っているところであり、今後は、市町村の協力を得て、広報紙に掲載するなど、委員会の一層の活用が図られるよう、さらなる周知に努め、障がいのある方が安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 NPO・民間団体との連携協定などについて</p> <p>コロナ禍の時に浮き彫りになりましたが、特に、まわりに相談できる大人がいない若い人たちなど、行政からの情報が届いていない人たちの存在も明らかになりました。隙間に落ちるようなさまざまな当事者の支援や、実際の当事者が抱えている切実な課題は、実際に支援にあたっているNPOなどの民間団体の方が確実に道よりも把握している、私はそう思います。</p> <p>道として、行政機関とNPO等支援団体が、分野横断的に連携する場として、「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立されたと聞きます。私としては、これを契機として、官民連携の大きな柱の1つとして、当事者支援の実績のある道内外のNPOなどとの連携協定などを締結するなどして、相談体制の充実や、制度の隙間を埋めていくような、人財の育成などを推進することが広域自治体としての道の役割と考えますが、福祉部門におけるこれまでの官民連携や協働推進の実績について伺うとともに、今後、どのように取り組む考えか伺います。</p> <p>【指 摘】-相談体制における道の役割について</p> <p>福祉施策に関するNPO等との協働連携に関しても、改めて行政基本条例に基づく協働の推進の観点に立ち直り、再検討が必要です。</p> <p>知事就任後に力を入れていると承知をしています現在の官民連携には、私からは理念や方向性が見えなく浅く見えます。今回は指摘としますが、子ども政策、福祉政策で地域の現実を変えうる官民連携について抜本的な検討を指摘しておきます。</p> <p>三 北海道ゼロカーボン基金について</p> <p>(一) 基金の推進管理について</p> <p>知事公約に基づきスタートしたゼロカーボン基金ですがその推進管理についてまず伺います。</p> <p>温室効果ガスの排出削減効果について、評価確認を行い、次年度以降の施策展開に反映するとされていますが、これまでの評価・確認状況をうかがうとともに、その成果と今後に向けた課題と、今後の取組の方向性について伺います。</p>	<p>(保健福祉部長兼感染症対策監)</p> <p>孤独・孤立対策についてであります。孤独・孤立により心身に有害な影響を受ける状態は、人生のあらゆる段階において、誰にでも生じるものであり、社会全体の課題として、行政のみならず、多様な支援機関との連携の下、対策を推進することが重要でございます。</p> <p>このため、道では、昨年10月、孤独・孤立対策に取り組む全道の行政機関とNPO等の民間支援団体に呼びかけ、「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げたところであり、現在438団体の参画のもと、孤独・孤立の問題に関する理解促進や、参画団体における取組の好事例を共有するほか、支援業務の連携が図られるよう定期的な情報交換を行っております。</p> <p>今後は、広域・分散という本道の地域特性も踏まえ、孤独・孤立の問題を地域の方々と共有をし、分野横断、官民の垣根を超えた連携を推進するため、それぞれの地域でのプラットフォームの設置に向けた取組を進めるなど、支援を求める声を上げやすく、また、声を掛けやすい環境づくりを進め、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指した取組を着実に進めてまいります。</p> <p>(ゼロカーボン推進監)</p> <p>ゼロカーボン北海道推進基金に関しまずその成果などについてでございますが、基金を活用した事業の初年度であります令和5年度におきましては、地域への新エネルギー導入支援や住まいの脱炭素化などに充当し、二酸化炭素換算で、2万3千トン余りの温室効果ガス排出量の削減効果があったところであり、今後は、ゼロカーボン北海道の実現を目指し、更なる排出量の削減に向けまして取組の加速が必要であると考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、基金の活用方針に基づき、温室効果ガスの削減量や費用対効果のほか、先駆性やモデル性、地域への波及性なども考慮しながら、道民や事業者の方々の行動変容、再エネ導入の加速化につながるよう、基金の活用に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 地球環境権の視点などについて</p> <p>ゼロカーボン基金の創設に伴い、これまでの新エネ導入補助金は廃止されました。新たな基金は、住宅や第一次産業分野など幅広い温暖化対策への支援になったことは評価しますが、エネルギーの地産地消への重点が薄まったのではないかと危惧します。</p> <p>また、私は、ゼロカーボン推進について、地域環境権の視点を盛り込むよう提言を重ねてきました。</p> <p>新たなゼロカーボン推進条例の基本理念に、不十分ではありますが、組み込んでいただけたものと理解をしていますが、基金の推進管理においても、地域環境権の概念や、少なくとも、地域経済への波及効果などを明確に評価管理の項目に付加すべきと考えますが所見を伺います。</p> <p>(三) 寄付金の動向について</p> <p>ゼロカーボン北海道推進基金では、賛同する企業を募集していますが、その実績はどのようになっているのか道内外の企業、個人の内訳も含めて実績をうかがいます。</p> <p>私としては、公式サイトにあるように、単に「日本の脱炭素化に貢献しませんか」というキャッチコピーでは、北海道の自然環境や食に魅力を感じてくださっている方々には届かないのではないかと指摘をしてきました。</p> <p>このゼロカーボン基金の対象事業においては、地域脱炭素促進区域や、道の景観条例のガイドラインなどを遵守しているものに限ることなどを明記すべきと考えますが、これまでの実績と、今後のあり方についての見解を伺います。</p> <p>【再質問】-北海道ゼロカーボン基金について</p> <p>やはり、地域環境権の概念の打ち出しが弱いと思います。私としては、地域経済への波及効果についても、評価確認する基準として、美しい言葉ではなく基準として明記すべきと考えますが見解をうかがいます。</p> <p>また、基金の活用にあたっては、曖昧な表現ではなく、明確に、市町村の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準や、北海道景観条例のガイドラインを遵守することを基準とするなど、道の姿勢を明確にすべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(ゼロカーボン推進監)</p> <p>基金の活用による地域経済への波及効果についてでございますが、ゼロカーボン北海道の実現に向けましては、北海道地球温暖化防止対策条例に掲げる環境の保全、経済の発展、道民生活の向上といった基本理念に基づき、地域特性を活かしたエネルギーの地産地消を展開していくことが重要と認識をしております。</p> <p>このため、道といたしましては、基金を活用し、市町村などによる地域資源を活かした再エネ導入支援や環境・エネルギー産業の振興などを進めているところであり、引き続き、事業の選定に当たりましては、地域への波及性などを加味するとともに、事業の実施状況も踏まえ、効果の評価・確認を行い、次年度以降の施策展開に反映してまいります。</p> <p>(知 事)</p> <p>ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。道では、基金の趣旨や道の取組を発信することにより、企業版ふるさと納税による寄付を広く働きかけているほか、個別の企業訪問やほっかいどう応援団会議を通じたPRを行うなど、より多くの企業等からご賛同を得られるよう努めてきており、こうした中、令和5年度の実績では、道内外企業16社から約5億8千万円のご寄付をいただいたところであります。</p> <p>寄付の募集に当たっては、企業の社会貢献として関心の高い分野を意識し、本道の優れた自然環境や再エネポテンシャルの高さなどを発信するとともに、基金の活用にあたっては、自然環境や景観との調和を図り、適切に事業が実施されるよう求めているところであります。</p> <p>道としては、こうした考えのもと、今後とも、基金の効果的な活用を通じ、再エネ事業の導入を進め、環境と経済が好循環するゼロカーボン北海道の実現に取り組んでまいります。</p> <p>(知 事)</p> <p>ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。道としては、昨年、道議会でご議論をいただき決定した基金の活用方針に基づき、地域における再生可能エネルギー等導入支援や、環境・エネルギー産業の振興などに資する取組を促進することとしており、事業の選定にあたっては、地域への波及性などを踏まえるとともに、事業の実施による温室効果ガスの排出削減効果について評価・確認を行っているところであります。</p> <p>また、基金の活用にあたっては、自然環境や景観との調和を図り、適切に事業が実施されるよう求めているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 核ごみ最終処分地選定プロセスへの対応について</p> <p>(一) 選定プロセスのあり方に関する見解について</p> <p>核ごみ最終処分地選定プロセスへの対応について伺います。</p> <p>まず、選定プロセスのあり方に関する見解についてですが、先日、ドイツの核ごみ処分場選定のプロセスについて学ぶ機会がありました。ドイツにおいては、様々な経過を経て、国営組織である連邦最終保管協会が、約350名の地質学者などの専門家を雇い、ドイツ全土を対象に安全調査を実施、徹底的に科学に基づく選定をします。あわせて、市民による国家監視委員会が、選定作業の公正・透明な手続きの遂行を監視しています。最終的に選定された地域に拒否権はない仕組みになっていますが、国の責任で徹底的に科学に基づく選定をします。</p> <p>日本においては、交付金というオプション付きの首長による手挙げ方式であるため、科学性や合理性に欠けると同時に、政策の形成や決定過程が不透明になりやすい。また、交付金があるために、処分場に賛成か反対にとどまらない複雑な選択肢が、地域の分断を増す結果となっています。</p> <p>選定プロセスの不透明さが、日本のエネルギー政策全体だけでなく、自治体やコミュニティに負の影響をもたらしています。知事は当初、札束で頬をはたかれるようだ、交付金というオプション付きの選定プロセスに強い不快感を示されたと記憶しています。</p> <p>知事は、この選定プロセスのあり方について、どのように評価されるのか伺うとともに、核ごみ選定のプロセスそのものの再検討を、中央政府に強く求めるべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>(二) 対話の場のあり方について</p> <p>対話の場のあり方について伺います。NUMOは、文献調査に関し、「対話の場」を神恵内、寿都両町村で計36回開催し、他地域の参考とするためとして、「振り返り」のインタビューを51名に行っています。</p> <p>しかし、経産省の特定放射性廃棄物小委員会で、NUMOによる「対話の場」や振り返りが不十分だと指摘している道内の市民団体「核のごみに関する対話を考える市民プロジェクト」による報告書が提出され、各委員にも共有されました。さらに、8月1日の小委員会で、NUMO自身が振り返りのやり方について適切ではなかったと謝罪をしています。</p> <p>「対話」という概念は、これからの地方自治、民主主義の確立に重要ではありますが、残念ながら、日本においては、政策形成過程や政策決定の対話に関して、十分な修練がされているとは言えません。にもかかわらず、高レベル放射性廃棄物の地層処分は、廃棄物それ自体の人体にもたらす危険性が非常に高い上、地震大国である我が国での処分方法の検討は、日本学術会議でも、抜本的な見直しの必要性が求められ、かつ超長期にわたる安全性に関しては、科学知見の限界も指摘されるというような、地方自治体、地域コミュニティとして対応するには、非常に過酷な問題であります。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>最終処分場の選定プロセスについてでございますが、最終処分法では、概要調査や精密調査に移行する際には、都道府県知事と市町村長の意見を聴き、これを十分尊重すると規定しており、国におきましては、知事又は市町村長の意見に反して、先に進むことはないとしております。</p> <p>一方で、市町村からの発意を主とする現在の選定プロセスは、地盤の安定性や輸送適性などから最適な処分地を選定するという観点で課題があると認識しております。</p> <p>このため、道では、国において全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、都道府県や周辺自治体はもとより、広く住民の皆様にていねいに説明し、理解を得るなど、選定プロセスの見直しを求めてきたところであり、今後とも、こうした道の考え方を踏まえた対応について、国に求めてまいります。</p> <p>(経済部長)</p> <p>対話の場についてでございますが、「対話の場」は、地層処分などについて、その賛否に関わりなく、地域住民の皆様が議論する場として開催されるものであり、道といたしましては、そのあり方について、幅広い関係者の間で、客観的な根拠に基づく冷静な議論が行われていくことが必要と認識しており、寿都町及び神恵内村におきましても、地層処分などについて様々な意見があったものと承知しております。</p> <p>一方、NUMOによる「対話活動の振り返り」の中で、参加住民等への聞き取り調査の際に不十分な対応があったことが明らかとなりましたが、NUMOが取りまとめた「地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集」には、国の特定放射性廃棄物小委員会での意見などを踏まえ、再発防止策も盛り込まれたところであり、対話の場の検証につきましては、小委員会において、必要な審議が行われたものと認識しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>しかも、文献調査における「対話」は、補助金というオプション付きの手挙げ方式に呼応した自治体側と、地層処分を推進する事業体であるNUMOが主催、運営したものであって、本来の「対話」で想定される双方向のコミュニケーションや、心理的安全性などが保障されているとは言えません。</p> <p>知事は、文献調査の対話の場のあり方をどのように評価しているのか伺います。</p> <p>私としては、この過酷な、かつ、不十分な対話で、地域に分断を生じさせたまま、再びの交付金と引き換えに、概要調査に万が一にも進むようなことを道及び道議会として黙認すれば、原発に賛成か反対かの立場を超えて、日本のエネルギー政策にとっての大きな損失であり、北海道のこれからの民主主義にとっても大きなマイナスであると考えます。</p> <p>道として文献調査における対話の場のあり方を検証する用意があるのか、私としては、少なくとも、知事は、対話や振り返りの再検証を、中央政府に対し強く求めるべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>（三）概要調査への対応について</p> <p>文献調査における対話の場への参加は、寿都町民と神恵内村民のみに限られました。仮に、概要調査へと進む際には、知事は、条例の理念に基づき、受け入れ難いと表明をいただければとの理解をしています。これまでの知事のスタンスを支持するものです。</p> <p>さらに、私としては、知事には、広域自治体の首長として、寿都町、神恵内村の当該自治体だけではなく、影響を受ける周辺地域自治体をはじめとする道内市町村や、次世代、未来世代の道民の声も代弁し、北海道の第一次産業や、自然環境など、北海道の価値を守っていく役割もあると考えますが、知事ご自身がその役割をどのように認識し、どのように対応される考えか伺います。</p> <p>【再質問】</p> <p>（一）選定プロセスのあり方に関する見解について</p> <p>選定プロセスのあり方について再質問します。少しニュアンスは異なりますが、市町村からの発意を主とする現在のプロセスについて課題があること、そして国に対して選定プロセスの見直しを求めていくとの認識を道と共有できたことはまず力強く受け止めました。その上でより強い対応を求めて再質問します。</p> <p>今回の文献調査の受け入れに関する地域住民の反発や、慎重な行動は、しばしば、「我が家の裏庭にはおかないで」という意味のNIMBY感情によるものと揶揄されることがあります。時には手を挙げた首長に対して、責任ある決断だと言う声もあります。果たして、本当にそれが未来世代への責任と言えるのでしょうか。現行制度では、首長判断のみで、調査実施及び国からの申し入れが可能となっています。このため、我が国初の文献調査実施自治体となった寿都町民の皆さんの多く、そして、道民の皆さんのほとんども、新聞報道により町の応募検討を知ることとなり</p>	<p>（知 事）</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分についてであります。道の特定放射性廃棄物に関する条例では、「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有する」としており、私といたしましては、この条例を遵守すべきと考えています。</p> <p>また、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明にあたっては、必要な国の手続きが経られた後に、道議会でのご議論はもとより、さまざまな機会を通じて把握した道民の皆様のご意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>（知 事）</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関し、選定プロセスなどについてであります。文献調査等の実施については、市町村が十分に検討を行い、判断されるものと考えておりますが、道としては、現在の選定方法は市町村の発意を主としているため、適切な処分地を選定するという観点で課題があることから、その見直しが必要と考えており、今後とも、こうした道の考え方を踏まえた対応について、国に求めてまいります。</p> <p>また、最終処分法では、概要調査等へ移行しようとする際、「知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、国からは、知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないとの回答を得ております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ました。不透明で、民主的とは言えないこのプロセスによって生じた道民の混乱や苦悩も、知事としてしっかり受け止めた上で、中央政府に対してプロセスの見直しを求めるべきであります。</p> <p>改めて、市町村からの発意と交付金がセットとなったこのプロセスによる地域の未来への負の影響についての知事の認識と今後の対応について伺います。</p> <p>また、経済部長は、概要調査や、精密調査に移行する際、知事の意見は十分に尊重され、中央政府は、知事又は市町村長の意見に反して、先に進むことはないという認識を示されました。しかし、現行法制度上は、一度、文献調査に手を挙げてしまえば、このプロセスから撤退する法的手続きは担保されていないことを知事としてどのように受け止め、どのように対応する考えか伺います。</p> <p>選定プロセスの見直しについて、全国知事会としての議論や対応方向などがあれば、あわせてご教示いただければと思います。</p> <p>【再質問】 (二) 一対話の場のあり方について</p> <p>「小委員会において、必要な検証が行われたと認識」とご答弁がありましたが、小委員会では、寿都町の対話の場において「専門家などからの多様な意見や情報提供の確保」という基本方針に違反したNUMOの関係者に対する意見聴取を必要とする声がありましたが、それが実施されなかったと聞いています。</p> <p>また、「NUMOが取りまとめた留意事項集に、再発防止策も盛り込まれた」というご答弁でしたが、私としては、「留意事項」よりも、遵守すべき「ガイドライン」を作成し、そのガイドラインをチェックする機関の設置やガイドライン違反時の対処も検討すべきではないでしょうか。</p> <p>こうした意見に対して、NUMOは「育てていく留意事項集」であり、今後フォローアップしていくと回答するにとどまっており、留意事項集をもって再発防止策が盛り込まれたとは言い難いと考えます。全国初の文献調査が行われ、これが1つの前例として踏襲されていく可能性がある中で、北海道で、私たちの北海道で行われる行政手続等に関し、公正の確保と透明性の向上を図ることにより、道民の権利利益を保護することが、知事の大事な責務と考えます。</p> <p>再度、再発防止策が盛り込まれたという認識や検証のあり方の評価について、伺うとともに、中央政府、NUMOに対して再検証を求めるべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(知 事)</p> <p>文献調査における対話の場についてであります、「対話活動の振り返り」の中では、聞き取り調査の際に不十分な対応があったことが明らかとなりましたが、留意事項集には、特定放射性廃棄物小委員会での意見などを踏まえ、再発防止策も盛り込まれたところであり、対話の場の検証については、必要な審議が行われたものと認識していません。</p>